平成２５年（フ）第９１４号
東京都立川市栄町５丁目27番地の４コーポ昭２　201号
債務者　三枝　政美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５４９号
栃木県宇都宮市中戸祭町799番地１
債務者　酒井　和美
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５０号
栃木県宇都宮市中戸祭町799番地１
債務者　酒井　津子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３６号
静岡市駿河区高松2090番地の１　サンピュア原科Ｂ202
債務者　池谷　剛志
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３０号
東京都青梅市塩船31番地の６ベルク201
債務者　久郷　美信
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５０４号
静岡県袋井市浅羽1733番地の２
債務者　渡邊　　淳
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５５３号
静岡市駿河区馬渕４丁目８番20号
債務者　萩原美ゆき
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前11時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市若草５丁目５番13号　ユーハイツ101、前住所埼玉県久喜市吉羽１丁目４番地28　アーバンコーポラスⅢ203号室
債務者　斎藤麻友美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２７５号
鹿児島県いちき串木野市新生町182番地
破産者　濵邊　洋子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
鹿児島県いちき串木野市新生町182番地、住民票上の住所鹿児島県いちき串木野市緑町52番地２
破産者　濵邊　栄久
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目11番４―401号
破産者　向井　　昇
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市伊敷台２丁目16番24号
破産者　中田恵美子
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目８番18号　クオレ西郷Ａ棟207号
破産者　和田　清明
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７３０号
札幌市東区北44条東４丁目１番１―103号
破産者　徳永めぐみ（旧姓荒川）
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３９号
札幌市中央区南14条西８丁目５番40―218号
破産者　伊藤　英樹
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６７号
仙台市太白区西中田３丁目24番28号　シュプレームイトウ102
破産者　木皿　靖博
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
茨城県鉾田市上太田689番地
破産者　福井　広武
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所